

那覇広域都市計画道路の都市計画変更(案) に係る住民説明会

説明会資料

【沖縄県決定】

案件：那覇広域都市計画道路

3・3・1号 国道330号

3・3・3号 真地久茂地線

真地久茂地線、国道330号の変更(案)について

1. 都市計画の概要

2. 計画道路の現状、計画概要

3. 都市計画変更(案)

4. 都市計画変更に向けた手続き

1-1 沖縄県の都市計画区域

都市計画区域 (都市計画法第5条)

- 健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する区域のことで、都市計画法により定められます。
- 都市計画区域内では、都市計画法に基づく土地利用や道路などの施設に関する様々な都市計画が策定されます。

● 那覇広域都市計画区域 (11市町村)

那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

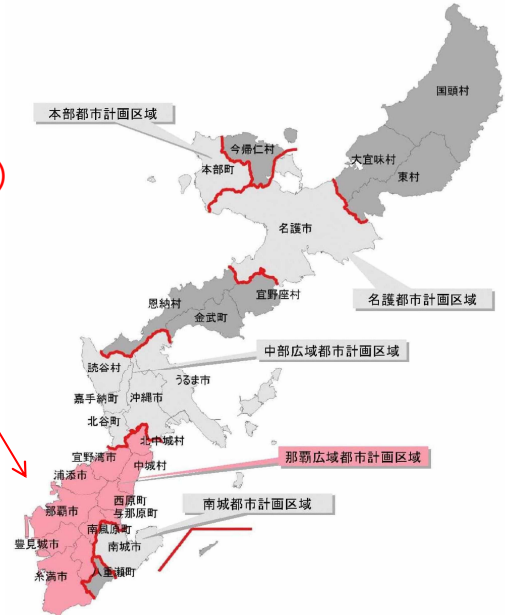
(旧東風平町の区域)

● 中部広域都市計画区域 (5市町村)

沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村

● 他5つの都市計画区域

南城都市計画区域、名護都市計画区域、本部都市計画区域、宮古都市計画区域、石垣都市計画区域



1-2 都市計画道路

都市計画道路: 都市計画区域内の市街地における機能的な道路網を形成し、安全で快適な歩道空間、ゆとりある都市空間の形成を図るための都市計画施設です。

- **道路の機能:** 交通、市街地形成、上下水道等を収容する空間
- **道路の種類:** 交通機能に着目し4つの種別を設定。これらの組み合わせで道路機能を発揮。

① 自動車専用道路

- ・ 高速道路
- ・ 一般自動車道など専ら自動車の交通

② 幹線街路

- ・ **主要幹線道路**
- ・ 幹線道路
- ・ 補助幹線道路

③ 区画街路

- ・ 宅地の利用のための道路

④ 特殊街路

- ・ 都市モノレールなど
- ・ 歩行者専用、自転車専用の道路

1-3 都市計画決定について

① 都市計画決定とは

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備などに関する計画のことです。
- 計画を定めるときは、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

② 都市計画決定がされると

- 都市計画決定がされると、都市計画制限が働き、その区域内においては、建築行為等に一定の制限が加えられます。
- 都市計画制限は、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものです。

③ 具体的な土地利用の制限

道路の都市計画決定を行うと、その区域内で建築物の建築を行う場合は、県知事等の許可が必要です。（都計法53条）

【許可基準（都計法54条）】

（ア）2階以下で地下を有しない建築物

（イ）木造、鉄骨、コンクリートブロック等の構造部の建築物

また、都市計画事業の事業認可の告示（都計法62条）があった後においては、53条制限より厳しい規制が行われます。（都計法65条）

真地久茂地線、国道330号の変更（案）について

1. 都市計画の概要

2. 計画道路の現状、計画概要

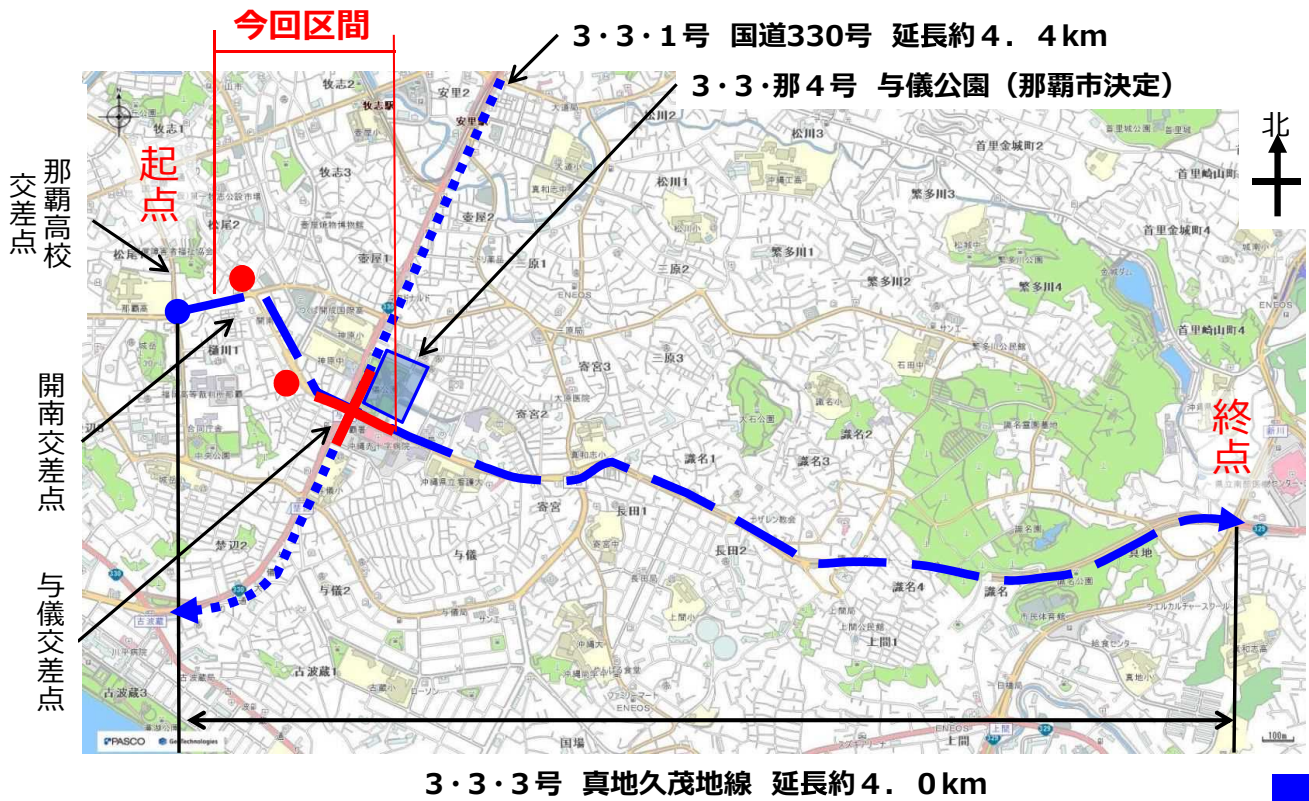
3. 都市計画変更（案）

4. 都市計画変更に向けた手続き

2-1 計画概要

【沖縄県決定】 道路の一部変更 3・3・1号 国道330号、3・3・3号 真地久茂地線

【那覇市決定】 公園の一部変更 3・3・那4号 与儀公園



6

2-2 計画以前の状況

- 2車線で歩道のない道路で商業施設や住宅地が密集しています。【写真①】
- そのため、与儀交差点等においては渋滞が発生しています。【写真②】



- 真地久茂地線を4車線に拡幅整備することにより、那覇市中心市街地と郊外を結ぶ機能的な交通網の確立と歩行者空間の創出を図ります。

写真① 開南交差点付近



写真② 与儀交差点付近

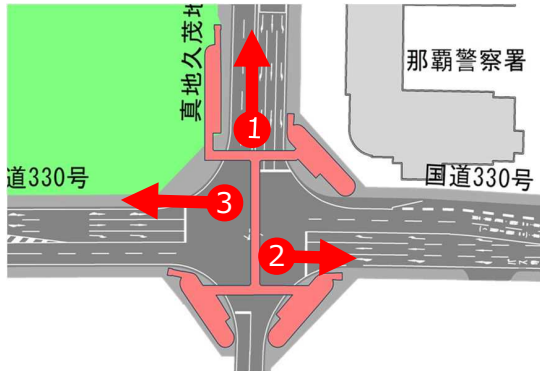


【撮影日時】着手前：平成20年1月時点

7

2-3 与儀交差点の交通状況（現状）

- 与儀交差点のうち、真地久茂地線の寄宮側や国道330号は4車線となっています。
- しかし、朝・夕のピーク時間帯には渋滞が常態化しています。



①真地久茂地線(寄宮側)



③国道330号(安里側)



②国道330号(古波蔵側)

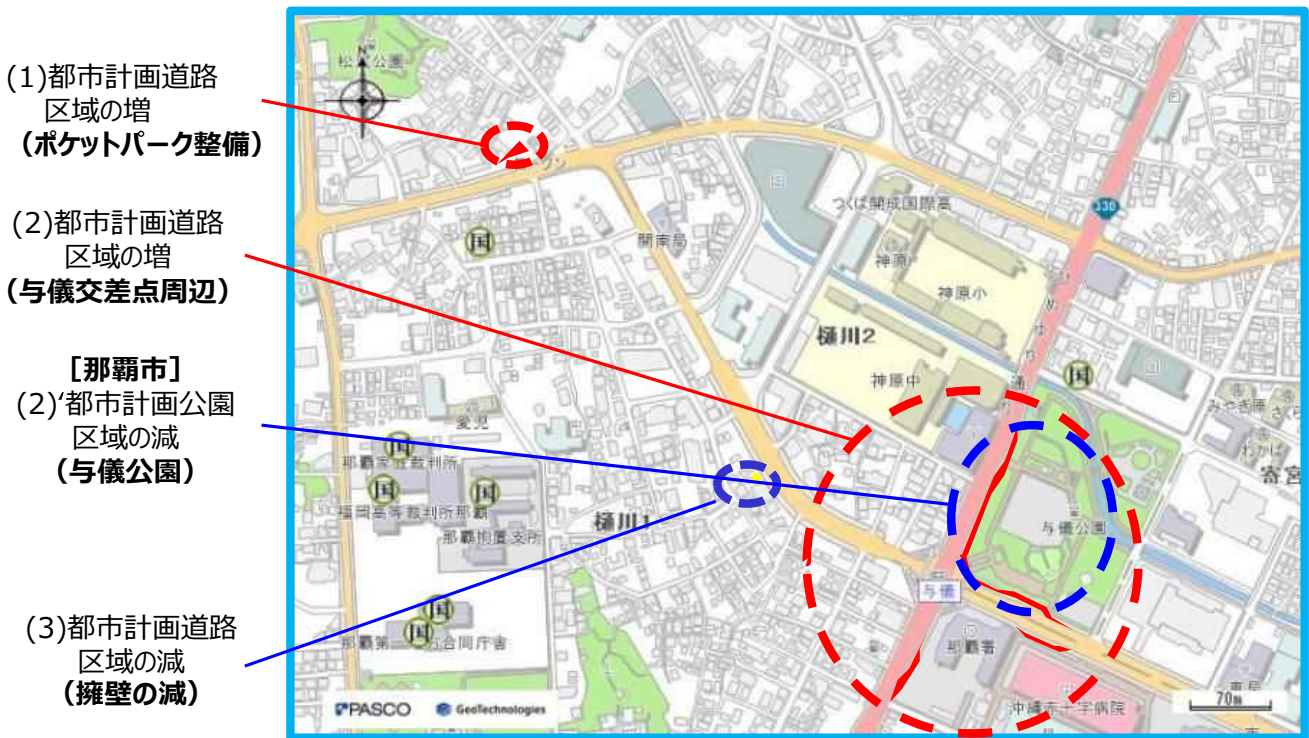


真地久茂地線、国道330号の変更（案）について

1. 都市計画の概要
2. 計画道路の現状、計画概要
- 3. 都市計画変更(案)**
4. 都市計画変更に向けた手続き

3-1 都市計画変更案の位置図

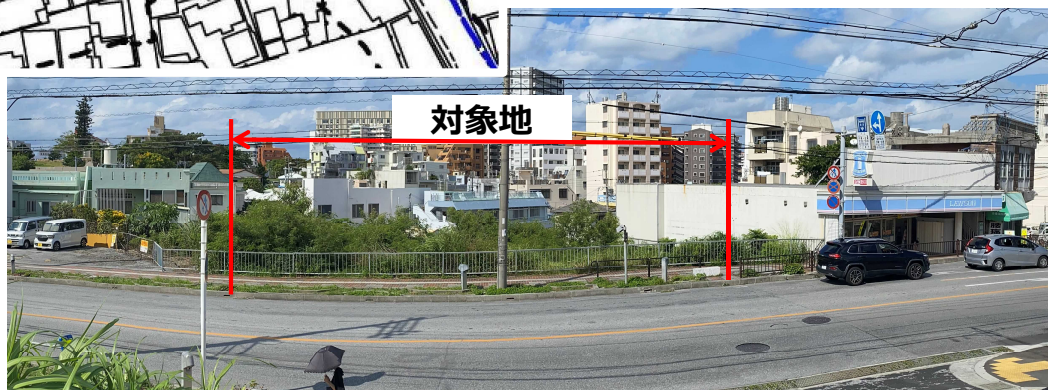
- 【沖縄県決定】** 道路の一部変更 3・3・1号 国道330号、3・3・3号 真地久茂地線
【那覇市決定】 公園の一部変更 3・3・那4号 与儀公園



3-2 都市計画変更案(1)

(1) ポケットパーク整備

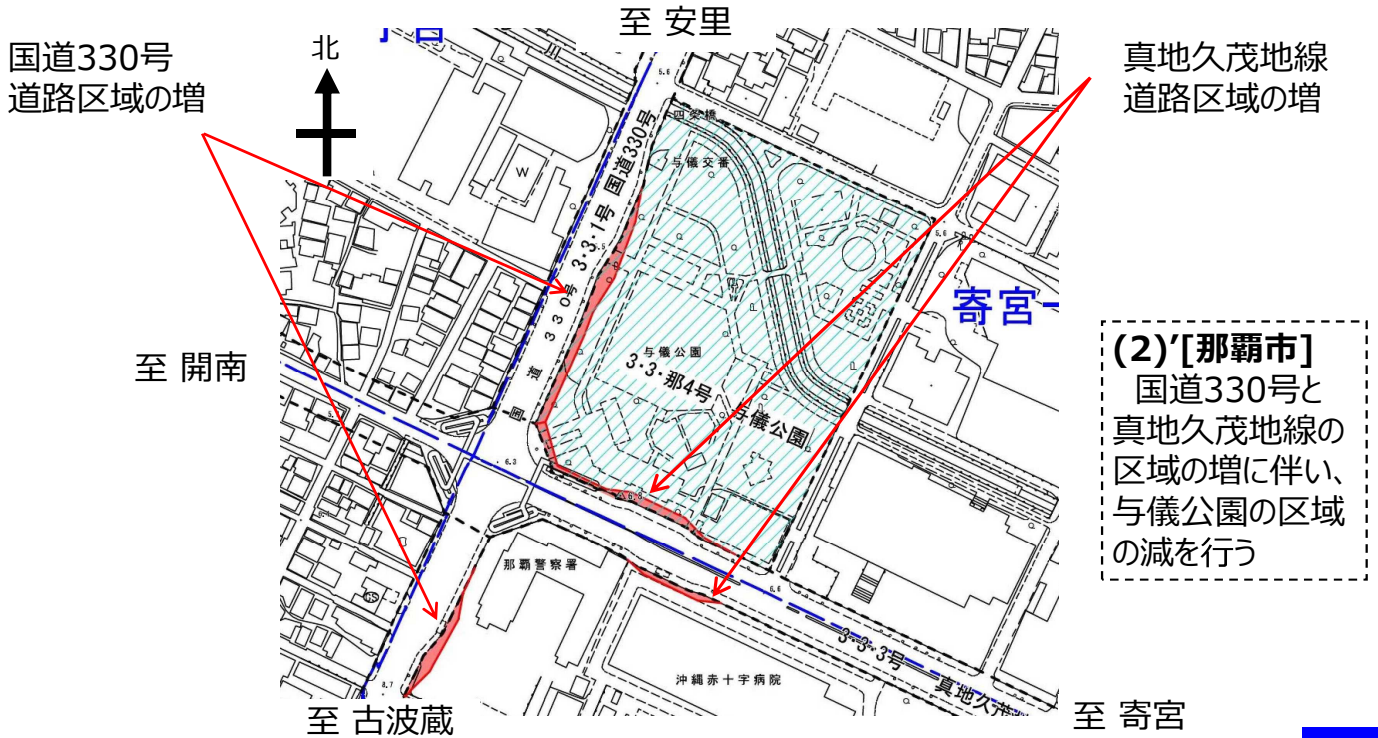
- 開南バス停周辺では、歩道内でバス待ち乗客者と歩行者が混在しているため、滞留スペースとしてポケットパークを整備します。
- 真地久茂地線の都市計画道路の一部として、新たに都市計画道路区域として追加します。



3-3 都市計画変更案(2)

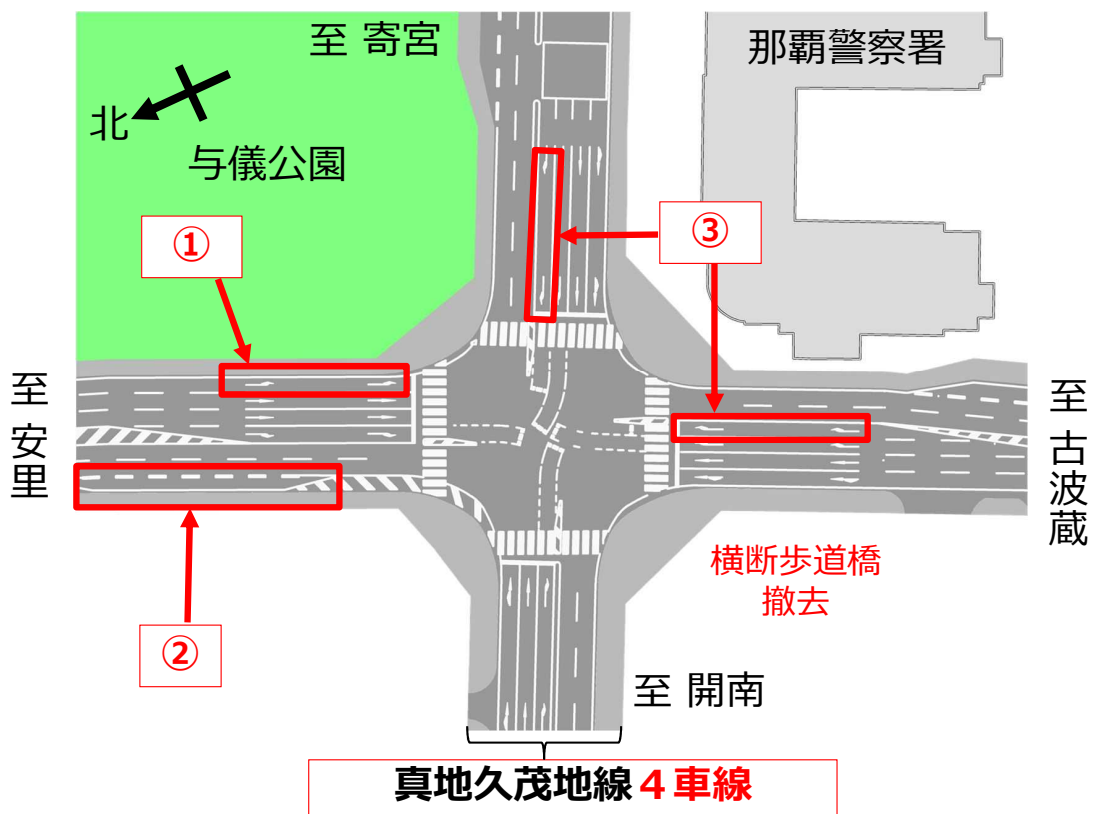
(2)与儀交差点の改良

- 真地久茂地線4車線拡幅に伴い、国道330号も横断歩道、右折車線の2車線化、左折車線の付加、バス停車帯の拡幅などを行います。(横断歩道は撤去)



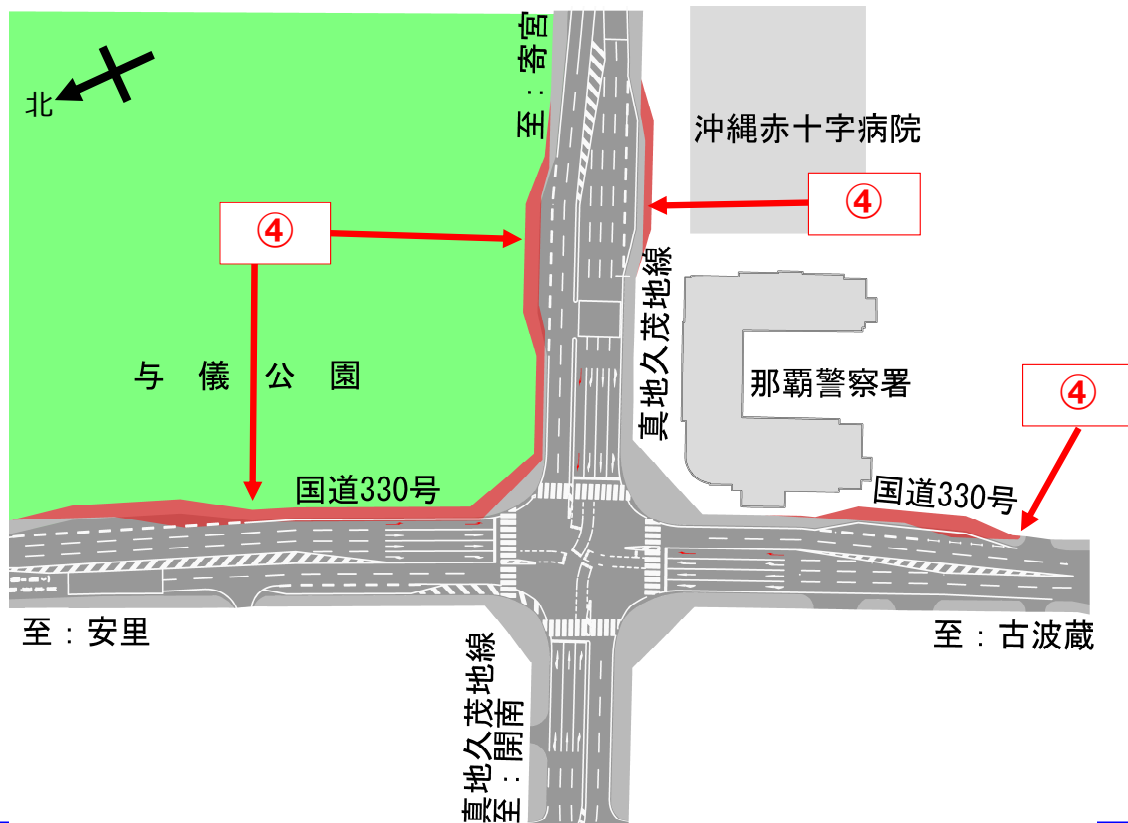
3-3 都市計画変更案(2)

- ① 左折専用車線の新設
- ② バス停車帯の新設
- ③ 右折車線の追加



3-3 都市計画変更案(2)

④ 計画①～③の整備に伴い、道路用地の拡幅（都市計画道路区域の増）を行います。



3-4 都市計画変更案(3)

(3)擁壁の減

- 当初は真地久茂地本線と隣接地で高低差があることから、境界付近に擁壁を設置する計画でした。
- 隣接地の土地利用が変更（真地久茂地線への乗り入れ想定）となり、街路事業として擁壁の設置が必要なくなったため、都市計画道路区域を減とします。



真地久茂地線、国道330号の変更（案）について

1. 都市計画の概要
2. 計画道路の現状、計画概要
3. 都市計画変更（案）
- 4. 都市計画変更に向けた手続き**

4-1 都市計画変更に向けた手続きの状況(県決定)

